

令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、宇多津町（以下「本町」という。）が発注する「令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務（以下「本業務」という。）」について、適切な業務遂行能力を有した受託事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務

(2) 業務の目的

昨年4月、国は2030年度の温室効果ガスの排出削減目標を2013年度比で46%減とする削減目標を掲げた。これまでの削減目標から大幅な上積みとなり、本町の事務事業に係る削減目標をも上回るものである。こうした状況を踏まえ、本町では2050年度までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年9月10日に行い、実現に向けて事務事業におけるエネルギー使用を、再生可能エネルギーに転換していくことが必要となってくる。

そこで、2050年度の二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、再生可能エネルギーの中でも実効性の高い太陽光発電等の導入を加速化させるため、まずは率先して本町の公共施設に太陽光発電等を導入していくことを目的に、導入可能性調査を実施する。

本業務の実施にあたっては、「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）」の主旨を理解した専門的な知識がある者を、公募型プロポーザル方式により選考し、受託者を選定した上で業務委託を行うものとする。

(3) 業務内容

「令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された参加者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年2月15日まで

(5) 予算上限額

9,966,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この予算の範囲内で企画提案を行うこととする。

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

2. 参加資格要件

参加者は、次の全ての要件を満たしている者であることとする。

- (1) 宇多津町競争入札参加資格者名簿（コンサル）に登録されていること。
- (2) 香川県内に本社、本店、支店、営業所のいずれかがあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てをしていないこと。
- (5) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの、または禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられていないこと
- (6) 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年要領第2号）に基づく指名停止要件に該当していない者であること。
- (7) 法人等の役員、または経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 法人等が国税、または地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入業務の履行実績があること。
- (10) 過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）において、地方自治体が発注する環境省間接補助事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）の調査・検討業務の履行実績があること。
- (11) 本事業に係る業務を十分に履行できるものであること。
- (12) 本業務を行う能力を有する単独企業であること。
- (13) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門 - 電気電子）又は、エネルギー管理士の資格を有する者とする。
- (14) 主担当技術者は、技術士（総合技術監理部門 - 建設部門又は環境部門）又は、技術士（建設部門又は環境部門）の資格を保有すること。

3. 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問票（様式第7号）を使用した文書によるものとする。

(2) 提出方法

電子メールで担当事務局まで送付することとする。

電子メールの件名は「令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこととする。

(3) 受付期限

令和4年7月7日（木）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年7月11日(月)までに、本町ホームページ上で公表する。
なお、質疑を行った参加者名は公開しないものとする。

4. 参加意思表明書提出に関する事項

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式第3号)
- ③ 業務実績表(任意様式)
 - ・ 過去5年間(平成29年4月1日～令和4年3月31日)に受注した同種業務についての実績を記載すること。
 - ・ 記載した実績については契約書(写)等を添付すること。ただし、(一財)日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録されている場合は、「登録内容確認書(業務実績)」(登録種別が完了登録となっているもの)を提出することでこれに代えることができる。
- ④ 業務担当者一覧表(様式第4-1号、第4-2号、第4-3号)
 - ・ 管理技術者等の業務実績等を記載すること
 - ・ 記載した実績については契約書(写)等を添付すること。ただし、(一財)日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録されている場合は、登録内容確認書(業務実績)(登録種別が完了登録となっているもの)を提出することでこれに代えることができる。
 - ・ 管理技術者等の資格者証(写)を添付すること。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納が無いことを証明する書類。

(2) 提出期限

令和4年7月7日(木)午後5時必着

(3) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 提出期限までに参加意思表明書が到着しないことを理由に参加意思表明書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留などによる配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- ③ 持参する場合は、執務時間中(平日の午前8時30分から午後5時まで)に担当事務局に持参することとする。

(4) 提出部数

1部(社名・社印有)

(5) 参加表明後の辞退

参加表明等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を提出するものとする。

5. 参加資格要件の確認及び通知方法

提出された参加意思表明書についてその内容を審査し、当該参加資格要件に適合しているか確認するものとする。

参加資格要件の適否を確認した後、参加者に確認結果を宇多津町プロポーザル（コンペ）参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。

6. 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

① 企画提案書提出書（様式第6号）

② 企画提案書（任意様式）

- ・ 仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・ 用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を含めて20ページ以内とすること。なお、A3折込みを入れる場合は、2頁扱いとする。
- ・ フォントサイズについては10.5pt以上またはそれと同等の大きさのフォントとし、読みやすさに留意すること。
- ・ 企画書の提出は1社1案とする。
- ・ 企画提案書は、参加者が特定される名称は記載しないこと。

③ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和4年7月14日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 提出期限までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留などによる配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- ③ 持参する場合は、執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時まで）に担当事務局に持参すること。

(4) 提出部数

① 企画提案書提出書（様式第6号）

正本1部 （社名・社印有）

② 企画提案書（任意様式）

正本1部

副本10部（副本については複写可とする。） （社名・社印無）

③ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

正本1部 （社名・社印有）

7. 契約候補者の選定方法

「令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、下記の審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書を基に、後述する第1次審査の評価項目及び評価内容により審査を行う。審査結果は、参加者全員に通知し、第1次審査合格者には、プレゼンテーションの日時も併せて通知する。

(2) 第2次審査

第2次審査としてプレゼンテーション審査を行い、第1次審査における事前評価点分を加えて、審査委員会において評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者も決定する。）

また、参加者が1者の場合にあってはプレゼンテーション審査を実施し、その提案内容が最低水準点を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定する。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、選定結果、評価点は公開しない。選定結果については、参加者全員に対し自己の結果のみ通知する。

また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開せず、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

8. プレゼンテーションに関する事項

(1) プレゼンテーション実施日

令和4年7月下旬（予定）

(2) プレゼンテーション

提出した企画提案書を利用して、口頭説明を20分以内とし、その後、質疑応答の時間を5分程度設ける。

(3) プレゼンテーションの際の注意事項

① プレゼンテーションの実施日時及び会場等の詳細は、別途通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションに使用するスクリーンは事務局が準備するが、パソコン、プロジェク

ター等のその他必要機材は参加者において準備する。

- ③ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。
- ④ プレゼンテーションでは、企画提案書の内容を補完するために、企画提案書に準じた投影資料の使用を認める。ただし、提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションを行った場合は失格とする。
- ⑤ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- ⑥ プレゼンテーションは、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、Web 形式に変更する場合がある。この場合については、別途参加者にプレゼンテーションの実施方法を連絡する。

9. 審査結果

プロポーザルは、審査委員会が「令和4年度宇多津町太陽光発電設備導入可能性検討業務企画提案書評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

10. 企画提案書評価基準

第1次審査の評価項目及び評価内容は次の通りとする。

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	地方自治体発注の同種又は類似業務の実績があるか。	20
	環境省補助事業の調査・導入業務の同種実績があるか。	
	管理技術者の業務遂行能力があるか。	
	主担当技術者の業務遂行能力及びその他担当技術者の人員配置が適当であるか。	
合計		20

第2次審査の評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	地方自治体発注の同種又は類似業務の実績があるか。	20
	環境省補助事業の調査・導入業務の同種実績があるか。	
	管理技術者の業務遂行能力があるか。	
	主担当技術者の業務遂行能力及びその他担当技術者の人員配置が適当であるか。	
企画提案	本業務の目的及び趣旨を理解した適切な実施方針を記載しているか。	65
	本町の公共施設に太陽光発電を導入するにあたっての課題、目的等の整理について具体的な内容が記載されているか。	
	スクリーニング調査の方法や把握すべき事項が記載されているか。	
	重点施設の抽出方法や調査方法について具体的な内容が記載されているか。	
	発電量、導入可能量等の算定方法や個票の作成について、具体的な内容が記載されているか。	
	基本計画(概略設計)にあたっての考え方等が記載されているか。	
	太陽光発電設備導入のための導入スキームや事業採算性の検討について、具体的な方法が記載されているか。	
業務スケジュールについて、円滑な業務遂行が可能な工程となっているか。		
ヒアリング	説明内容が技術提案書の内容をよく補完していたか。	10
	本業務に対する取組み意欲が強く感じられたかどうか。	
	コミュニケーション能力について、質問に対する応答が、明快かつ迅速であったか。	
	提案者の説明は、わかりやすい表現となっていたか。	
見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性を考慮する。	5
	合計	100

11. 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容について協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

1 2. 実施スケジュール

項 目	期 日
公募型プロポーザル公募開始 (ホームページ掲載)	令和4年6月24日(金)
本業務に関する質問の受付期限	令和4年7月7日(木) 午後5時まで
本業務に関する質問の回答期限	令和4年7月11日(月) 午後5時まで
参加申請書類の提出期限	令和4年7月7日(木) 午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和4年7月14日(木) 午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和4年7月下旬(予定)
審査結果通知	令和4年7月下旬(予定)
契約締結	令和4年7月下旬(予定)

1 3. 失格事由

参加者が、次のいずれかに該当することが判明したとき又はその他不正な行為があったときは失格とし、既に提出された企画提案は無効とする。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が予算限度額を上回るとき。
- (5) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査の透明性・公正性を害する行為があったとき。

1 4. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等に係る一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本業務により得られた成果品及びすべての権利(所有権、著作権等)は、本町に帰属する。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) 参加者は、この実施要領に同意したものとみなす。

1 5. 担当事務局

宇多津町役場 住民生活課 担当：岩瀬、春馬

住所：〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町1881番地

電話：0877-49-8000

電子メールアドレス：jyumin@town.utazu.kagawa.jp